

国水情第44号
平成29年3月31日

北海道開発局長 殿
各地方整備局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通事務次官（公印省略）

水文観測業務規程の改定について

水管理・国土保全局所管の水文観測に係わる観測、公表等の手続きについては、平成14年4月22日付け国河環第6号をもって、国土交通事務次官より北海道開発局長、各地方整備局長、沖縄総合事務局長あて通達されているところであるが、今般、別添のとおり改定したので、今後はこれにより実施されたい。

なお、本規程は、平成29年1月1日以降の観測より適用することとする。

別 添

水 文 観 測 業 務 規 程

水文観測業務規程

目次

第1章	総則	
第1条	目的	1
第2条	適用	1
第3条	定義	1
第4条	水文観測業務の実施	2
第2章	観測所の配置及び設置	
第5条	観測所の種別	2
第6条	観測所の配置	3
第7条	観測所の設置	3
第8条	観測所台帳の作成及び保存	3
第9条	観測所の表示	3
第10条	観測所記号	3
第3章	観測	
第11条	観測の種目	3
第12条	観測の方法	4
第13条	水文観測業務計画	4
第4章	観測成果の整理、報告、保存及び公表	
第14条	観測成果の整理及び報告	5
第15条	観測成果の保存	5
第16条	観測成果の公表	5
第17条	年表の作成	5
第5章	監査及び指導	
第18条	水文観測業務の監査	5
第19条	監査実施計画	6
第20条	技術指導	6
第6章	技術開発等	
第21条	技術開発等	6
第7章	水文観測データの品質管理	
第22条	水文観測データの照査	6
第23条	品質管理組織	6
第8章	観測所の維持及び管理	
第24条	観測所の維持及び管理	6
第25条	観測所が被災したときの処置	7
第9章	雑則	
第26条	実施細則の制定	7

水 文 観 測 業 務 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、河川及びその流域並びに地下水に関する水文観測業務の内容等を定め、もって総合的な河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持、河川環境の整備及び保全その他の河川の管理に必要な水文統計資料の整備を図り、あわせて観測成果を公表することを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は、国土交通省（沖縄総合事務局を含む。）が実施する水文観測業務のうち水管理・国土保全局所管のもの（水資源部、下水道部及び砂防部保全課海岸室所管のものを除く。以下同じ。）に適用する。ただし、水管理・国土保全局所管のもののうち砂防部所管の水文観測業務の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 水文観測業務

次に掲げる水文現象の観測に関する業務のうち観測所の配置及び設置、観測、観測成果の整理、保存、報告、公表及び照査並びに観測所の維持及び管理であって、定常的かつ継続的に行われるものをいう。

イ 河川（湖沼等を含む。以下同じ。）の流域における降水量

ロ 河川の水位、流量、水質及び底質

ハ 地下水の水位及び水質

二 水文観測データ

この規程に基づき実施した観測により記録された降水量、レーダ雨量、河川の水位、流量、水質及び底質並びに地下水の水位及び水質等の値をいう。

三 観測所

河川の流域における降水量、レーダ雨量、河川の水位、流量、水質及び底質並びに地下水の水位及び水質等の観測を定常的かつ継続的に実施するための施設又は観測地点であって、次に掲げるものをいう。

イ 雨量観測所

- ロ レーダ雨量観測所
- ハ 水位観測所
- ニ 水位流量観測所
- ホ 水質観測所
- へ 底質観測所
- ト 地下水位観測所
- チ 地下水質観測所

四 降水量

ある定められた時刻間に降った水量を深さで表したものをいう。

五 レーダ雨量

レーダ雨量計により測定された降水量をいう。

六 水位

あらかじめ定められた基準面からの水面の高さをいう。

七 流量

河川のある横断面を単位時間に通過する流水の量をいう。

八 水質

水の物理的、化学的及び生物学的諸性質をいう。

九 底質

河川の底泥の物理的、化学的及び生物学的諸性質をいう。

十 暫定値

観測値のうち、第22条に規定する照査又は整理が行われていないものをいう。

十一 確定値

第22条に規定する照査又は整理が行われた観測値をいう。

(水文観測業務の実施)

第4条 水文観測業務は、地方整備局長（北海道開発局建設部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が実施しなければならない。

第2章 観測所の配置及び設置

(観測所の種別)

第5条 この規程において、観測所は、次に掲げる種別に区分する。

一 第1種観測所

河川の計画策定上又は管理上基準となる観測所のうち、河川及びその流域を代表するもの並びにレーダ雨量観測所

二 第2種観測所

河川の計画策定上又は管理上基準となる観測所のうち、第1種観測所以外のもの

三 第3種観測所

第1種及び第2種観測所以外のもの

(観測所の配置)

第6条 地方整備局長は、第11条に掲げる観測所の種目ごとに、観測所の配置に関する計画（以下「観測所配置計画」という。）を定めなければならない。

(観測所の設置)

第7条 地方整備局長は、前条に規定する観測所配置計画に沿って、観測所を設置するものとする。

(観測所台帳の作成及び保存)

第8条 地方整備局長は、観測所を設置したときは、当該観測所の概要等を記載した観測所台帳を作成し、これを保存して、観測所の現況を常に正確に把握しておかなければならない。

2 観測所の廃止、移管、移設又は改造を行ったときは、観測所台帳に所定の事項を記入するほか従前の台帳を併せて保存するものとする。

(観測所の表示)

第9条 観測所には、当該観測所の名称、位置等を表示した標識（看板等簡易な工作物含む。）を設置し、又は掲示するものとする。

(観測所記号)

第10条 地方整備局長は、水文観測データ及び観測成果の体系的かつ的確な整理に資するため、観測所に観測所記号を付するものとする。

第3章 観測

(観測の種目)

第11条 観測所において観測しなければならない種目は、次の各号に掲げる観測所の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 雨量観測所 降水量
- 二 レーダ雨量観測所 レーダ雨量
- 三 水位観測所 河川の水位

- 四 水位流量観測所
 - イ 河川の水位
 - ロ 河川の流量
- 五 水質観測所 河川の水質
- 六 底質観測所 河川の底質
- 七 地下水位観測所 地下水の水位
- 八 地下水質観測所 地下水の水質

(観測の方法)

第12条 観測の方法は、次の各号に掲げる観測の種目に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 降水量

自記雨量計による方法。ただし、多雪地において降雪がある場合は、自記雪量計による方法とすることができる。

二 レーダ雨量

レーダ雨量計による方法

三 河川の水位

河川に設置された自記水位計又は水位標（量水標）の観測による方法

四 河川の流量

流速計又は浮子その他の流速計測器械の観測等による流速に流水の流下断面積を乗じる方法、水理学的知見に基づき算出する方法又はダム等において観測された水理量から水理学的知見に基づき算出する方法

五 河川の水質

採水びん又は採水器等により現地採水の上、現場試験及び室内試験による方法又は水質自動監視装置による方法

六 河川の底質

採泥器により現地採泥の上、現地試験及び室内試験による方法

七 地下水の水位

地下水観測井において自記水位計又は携行型水位計による方法

八 地下水の水質

地下水観測井から採水びん又は採水器等により採水の上、現場試験及び室内試験による方法

(水文観測業務計画)

第13条 事務所長（北海道開発局の開発建設部長及び沖縄総合事務局の事務所長を含む。以

下同じ。)は、この規程に基づく水文観測業務を総合的に実施するため、各観測所(レーダ雨量観測所を除く。)の年間観測予定等に関し、毎年の水文観測業務計画を作成し、前年12月末までに地方整備局長の承認を受けなければならない。

- 2 地方整備局長は、所管するレーダ雨量観測所の年間運用管理予定等に関し、毎年の運用計画を作成しなければならない。

第4章 観測成果の整理、報告、保存及び公表

(観測成果の整理及び報告)

第14条 事務局長は、所管する観測所(レーダ雨量観測所を除く。)について、前条に規定する水文観測業務計画に基づく水文観測データ及び観測成果を整理するとともに、地方整備局長に報告しなければならない。

- 2 地方整備局長は、前項の報告を整理し、第1種観測所(水質観測所にあつては、第1種観測所及び第2種観測所)における観測成果を水管理・国土保全局長に報告しなければならない。
- 3 地方整備局長は、所管するレーダ雨量観測所に係る水文観測データを整理しなければならない。

(観測成果の保存)

第15条 地方整備局長又は事務局長は、前条第1項で整理した水文観測データ及び観測成果を保存しなければならない。

- 2 地方整備局長は、前条第3項で整理した所管するレーダ雨量観測所に係る水文観測データを保存しなければならない。

(観測成果の公表)

第16条 地方整備局長は、所管する観測所の観測成果を公表しなければならない。

(年表の作成)

第17条 水管理・国土保全局長は、必要に応じて、主要な観測所の観測成果について年表を作成し、公表することができる。

第5章 監査及び指導

(水文観測業務の監査)

第18条 地方整備局長は、所管する観測所の水文観測業務について監査しなければならない。

(監査実施計画)

第19条 地方整備局長は、前条に基づく監査に関して、毎年の監査の実施時期、実施内容等に関する計画（以下「監査実施計画」という。）を前年12月末までに作成しなければならない。

(技術指導)

第20条 地方整備局長は、必要があると認められるときは、水文観測業務について、技術指導を行わなければならない。

第6章 技術開発等

(技術開発等)

第21条 水管理・国土保全局長及び地方整備局長は、水文観測技術の開発並びに観測精度及び効率の向上に努めなければならない。

第7章 水文観測データの品質管理

(水文観測データの照査)

第22条 地方整備局長は、水文観測データのうち、降水量、河川の水位及び河川の流量について、品質を照査しなければならない。

2 前項の品質照査にあたっては、照査過程の透明性を確保するよう適切な措置を講じなければならない。

(品質管理組織)

第23条 地方整備局長は、水文観測データの品質確保に係る事項を任務とする品質管理組織を設置しなければならない。

第8章 観測所の維持及び管理

(観測所の維持及び管理)

第24条 事務所長は、この規程による観測が適切に行われるよう、観測所、観測器械及び観測施設の維持及び管理に努めなければならない。

2 事務所長は、水位観測所、水位流量観測所及び水質観測所の上下流の一定の区域について観測が適切に行われるよう、維持及び管理に努めなければならない。

(観測所が被災したときの処置)

第25条 事務所長は、所管する観測所が被災したとき又は観測器械若しくは観測施設の故障があったときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、地方整備局長に報告しなければならない。

2 地方整備局長は、レーダ雨量観測所が被災したとき又はレーダ雨量観測所の観測器械若しくは観測施設の故障があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3 地方整備局長は、第1種の雨量観測所、水位観測所又は水位流量観測所が被災したときは、事務所長の報告に基づいて、観測所被災報告を作成し、被災後15日以内に水管理・国土保全局長に提出しなければならない。

第9章 雑則

(実施細則の制定)

第26条 水管理・国土保全局長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。